

- 六 第一種製造販売業者が医薬品等リスク管理を行いう場合にあつては、医薬品等リスク管理に関する手順（第九条の二第一項第一号に規定する医薬品リスク管理計画書に基づき第十二条第一項に規定する市販直後調査を行う場合は、当該市販直後調査に関する手順を含む。）
 - 七 第一種製造販売業者が第十条の二において準用する第十条第一項に規定する市販直後調査を行う場合にあつては、市販直後調査に関する手順
 - 八 自己点検に関する手順
 - 九 製造販売後安全管理に関する業務に従事する者に対する教育訓練に関する手順
 - 十 製造販売後安全管理に関する業務に係る記録の保存に関する手順
 - 十一 品質保証責任者等その他の処方箋医薬品、高度管理医療機器又は再生医療等製品の管理責任者との相互の連携に関する手順
 - 十二 第一種製造販売業者が医薬品等リスク管理を行う場合にあつては、製造販売後安全管理責任者との相互の連携に関する手順
 - 十三 そその他製造販売後安全管理に関する業務に関する手順
 - 十四 第一種製造販売業者は、製造販売後安全管理に関する業務に従事する者の責務及び管理体制を文書により適切に定めなければならない。
 - 十五 第一種製造販売業者は、総括製造販売責任者又は安全管理責任者に、安全確保業務の適正かつ円滑な実施のため必要な事項を文書により定めさせなければならない。
 - 十六 第一種製造販売業者は、第一項の手順書又は第二項の文書を作成し、又は改訂したときは、当該手順書又は文書にその日付を記録し、これを保存しなければならない。
 - 十七 第一種製造販売業者は、総括製造販売責任者がその業務を行いう事務所に第一項の手順書、第二項及び第三項の文書並びにその取り扱い処方箋医薬品、高度管理医療機器又は再生医療等製

品の安全性に関する文書その他安全確保業務に必要な文書（以下この章において「製造販売後安全管理業務手順書等」という。）を備え付ければ、所とともに、安全確保業務を行うその他の事務所の事務所が担当する物に係るものとの写しを備え付けなければならない。（安全管理責任者の業務）

第六条 第一種製造販売業者は、製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に掲げる業務を安全管理責任者に行わせなければならない。

一 安全確保業務を統括すること。

二 安全確保業務が適正かつ円滑に行われているか確認し、その記録を作成し、保存すること。

三 安全確保業務について必要があると認めるときは、総括製造販売責任者に対し文書により意見を述べ、その写しを保存すること。

四 第一種製造販売業者が医薬品等リスク管理を行う場合には、当該医薬品等リスク管理が適切に行われるよう、製造販売後調査等管理責任者との相互の密接な連携を図ること。

（安全管理情報の収集）

第七条 第一種製造販売業者は、製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に掲げる安全管理情報を安全管理責任者又は安全管理実施責任者に収集させ、その記録を作成させなければならない。

一 医療関係者からの情報

二 学会報告、文献報告その他の研究報告に関する情報

三 厚生労働省その他政府機関、都道府県及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構からの情報

四 外国政府、外国法人等からの情報

五 他の製造販売業者等からの情報

六 その他安全管理情報

（第一種製造販売業者の安全管理実施責任者による安全管理情報の検討及びその結果に基づく安全管理措置の立案）

第八条 第一種製造販売業者は、製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に掲げる業務をより安全管理責任者へ報告させなければならない。

（安全管理情報の検討及びその結果に基づく安全管理措置の立案）

- 二 前号の安全管理情報について、品質保証責任者等が把握する必要があると認められるものである場合にあっては、当該安全管理情報を第三者に遅滞なく文書で提供すること。

三 第一号の検討の結果、必要があると認めるときは、廃棄、回収、販売の停止、添付文書又は注意事項等情報の変更、医薬情報担当者、医療機器等情報担当者又は再生医療等製品情報担当者による医療関係者への情報の提供又は法に基づく厚生労働大臣への報告その他の安全確保措置を立案すること。

四 前号の規定により立案した安全確保措置の立案案（以下この章において「安全確保措置案」という。）について、総括製造販売責任者に文書により報告し、その写しを保存すること。

一 第一種製造販売業者は、製造販売後安全管理手順書等に基づき、安全管理実施責任者に前項第一号の検討に必要な解析を行わせる場合にあつては、次に掲げる業務を安全管理責任者に行わせなければならない。

二 安全管理実施責任者にその実施について指示し、その写しを保存すること。

三 安全管理実施責任者にその記録を作成させ、文書により安全管理責任者へ報告させるとともに、これを保存すること。

（安全確保措置の実施）

第九条 第一種製造販売業者は、製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に掲げる業務を総括製造販売責任者に行わせなければならぬ。

一 安全確保措置案を適正に評価し、安全確保措置を決定するとともに、それらの記録を作成し、保存すること。

二 安全確保措置を安全管理責任者に行わせる場合にあつては、その実施につき文書により指示し、これを保存させること。

三 安全確保措置を安全管理実施責任者に行わせる場合にあつては、その実施につき文書により指示するとともに、その写しを安全管理責任者に保存させること。

四 安全確保措置を安全管理実施責任者に行われる場合にあつては、当該安全管理実施責任者

五 前号及び次項第四号の規定に基づく報告を確認し、必要な措置を決定すること。
第一種製造販売業者は、製造販売後安全管理業務手順書等に基づき、次に掲げる業務を安全に管理責任者に行わせなければならない。

一 前項の規定による総括製造販売責任者の指示に基づき安全確保措置を行い、その記録を作成し、保存すること。

二 安全確保措置を安全管理実施責任者に行わせる場合には、その実施につき文書により指示し、その写しを保存すること。

三 安全確保措置を安全管理実施責任者に行われる場合には、当該安全管理実施責任者にその記録を作成させ、文書により報告させるとともに、これを保存すること。

四 安全確保措置の実施の結果等について、総括製造販売責任者に文書により報告し、その写しを保存すること。

五 前項第四号の写しを保存すること。

3 第一種製造販売業者は、安全確保措置案のうち、あらかじめ製造販売後安全管理業務手順書等に定めるものについての第一項第一号に規定する業務を総括製造販売責任者に代えて安全管理責任者に行わせることができる。この場合においては、前二項に規定する業務について必要な事項をあらかじめ製造販売後安全管理業務手順書等に定めておかなければならぬ。

(医薬品リスク管理)

第九条の二 处方箋医薬品の製造販売業者は、医薬品リスク管理を行う場合には、総括製造販売責任者又は安全管理責任者に次に掲げる業務を行わせなければならない。

一 その行う医薬品リスク管理ごとに、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「医薬品リスク管理計画書」という。）を作成すること。
イ 医薬品の安全性及び有効性に関する検査等をすべき事項

ロ 医薬品の安全性及び有効性に関する情報収集、調査又は試験の概要（处方箋医薬品の製造販売後調査及び試験の実施の基準に関する省令第二条第一項に規定する製造販売後調査等）をいう。以下このロにおける

(医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の
製造販売後安全管理の基準に関する省令の一部
改正に伴う経過措置)

第九条

プログラム高度管理医療機器（高度管理
医療機器プログラム又はこれを記録した記録媒
体たる医療機器をいう。以下この条において同
じ。）のみを製造販売する第一種製造販売業者
についての第七条の規定による改正後の医薬
品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医
療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する
省令第四条第二項（第二号に係る部分に限る。）
の規定の適用については、平成三十二年十一月
二十四日までの間は、プログラム医療機器特別
講習を修了した者を、安全確保業務その他これ
に類する業務に三年以上従事した者とみなす。

附 則

（平成二十六年一月二一日厚生労

勵省令第一二八号

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

（平成二七年三月二六日厚生労働

省令第四四号

抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則

（平成二九年七月三一日厚生労働

省令第八〇号

抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則

（平成二九年七月二十四日厚生労働

省令第一二四号

抄

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

（令和二年八月三一日厚生労働省

令第一五五号

抄

（施行期日）

第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品
質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等
の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三
号）の施行の日（令和二年九月一日）から施行
する。

附 則

（令和三年八月三一日厚生労働省

令第一五五号

抄

（施行期日）

第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品
質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等
の一部を改正する法律（以下「改正法」とい
う。）附則第一条第二号に規定する規定の施行
の日（令和三年八月一日）から施行する。

附 則

（令和三年一月二九日厚生労働省

令第一五五号

抄

（施行期日）